

令和7年 第1回臨時会

青木村議会会議録

令和7年5月7日 開会

令和7年5月7日 閉会

青木村議会

令和7年第1回青木村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月7日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○事務局職員出席者	2
○村長挨拶	3
○開会の宣告	7
○仮議席の指定について	7
○議長の選挙について	7
○議長就任挨拶	9
○日程の追加	10
○議席の指定について	10
○議事録署名議員の指名	10
○会期の決定	11
○副議長の選挙について	11
○副議長就任挨拶	13
○常任委員及び議会運営委員の選任について	13
○青木村及び上田市共有財産組合議会議員の選挙について	15
○上田地域広域連合議会議員の選挙について	16
○議案第1号の上程、説明、採決	17
○閉会の宣告	18
○署名議員	19

令和 7 年 5 月 7 日（水曜日）

（第 1 号）

令和7年第1回青木村議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

令和7年5月7日(水曜日)午後2時開会

- 日程第 1 仮議席の指定について
日程第 2 議長選挙について
追加日程第1 議席の指定について
追加日程第2 議事録署名議員の指名
追加日程第3 会期の決定
追加日程第4 副議長選挙について
追加日程第5 常任委員及び議会運営委員の選任について
追加日程第6 青木村及び上田市共有財産組合議会議員の選挙について
追加日程第7 上田地域広域連合議会議員の選挙について
追加日程第8 議案第1号 監査委員の選任同意について

出席議員(10名)

- | | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 小林久美子君 | 2番 | 松澤広海君 |
| 3番 | 北澤久美子君 | 4番 | 宮澤政美知君 |
| 5番 | 宮入典子君 | 6番 | 松本淳英君 |
| 7番 | 塩澤敏樹君 | 8番 | 平林幸一君 |
| 9番 | 坂井弘君 | 10番 | 金井とも子君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|---------------|--------|---------------------------------|-------|
| 村長 | 北村政夫君 | 教育長 | 杳掛英明君 |
| 参事兼
総務企画課長 | 稲垣和美君 | 商工観光移住
課長 | 小林利行君 |
| 住民福祉課長 | 小根沢義行君 | 会計管理者兼
税務会計課長
兼防災危機
管理 | 高柳則男君 |

建設農林課長	奈良本 安 秀 君	総務企画課 担当課長兼 事業推進室長	塩 澤 和 宏 君
総務企画課 企画財政係長	金 井 大 介 君	総務企画課 総務係長	増 田 佳 樹 君
総務企画課 課長補佐兼 総務係長	依 田 哲 也 君		

事務局職員出席者

事務局長	稲 垣 和 美	事務局員	依 田 哲 也
------	---------	------	---------

午後 2時00分

○事務局長（稲垣和美君） 皆さん、大変御苦労さまでございます。

議会事務局長の稲垣でございます。どうぞよろしくお願いたします。

◎村長挨拶

○事務局長（稲垣和美君） まず、議会の開会に当たりまして、冒頭、北村村長より御挨拶を申し上げます。

○村長（北村政夫君） 皆さん、こんにちは。

令和7年第1回青木村議会臨時会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

青木三山の木々も芽吹きまして、日に日に緑の等高線が頂上に向かっております。また、里では、草木の緑が一段と鮮やかになりました。早いところでは田植の準備が始まるなど、五月晴れの絶好の季節となっております。

昭和100年、戦後80年という節目、そして、日本での大規模な万博としては20年ぶりの「大阪・関西万博」が開催中の今年、村議会議員の一般選挙が行われました。議員皆様方におかれましては、4月20日の投開票によりまして、見事に当選されました。心からお祝いを申し上げたいと存じます。地方自治の目的でございます住民の意見を反映した行政、それから地域社会の活性化、村民の福祉向上のために活躍されることを御祈念申し上げたいと存じます。

今回の村議選では、女性の議員の方が4名当選されました。皆さんには、議会活動の中で女性の持つ特性・感性を大いに発揮されまして、御活躍されることを御祈念申し上げます。

私も村長で選ばれるという立場のときのプレッシャー、心身ともにプレッシャーというのは、大変なものだったわけでありまして、そういう中で、皆さんは見事当選されました。心からお祝いを申し上げたく存じます。

私も、このたびの村の村長選挙におきまして、当選させていただくことができまして、本日5月7日から村長に就任させていただきました。新たな気持ちでここに立っているわけですが、全村民の皆さんへの感謝の気持ちと、与えられました責任の重さに身が引き締まる思いでございます。

これからは、今まで以上に将来を担う若い人たちの意見を伺い、DXやAIなどの最新技術を活用した村づくりを推進していきたいと思っております。また、多様な人々が安心して暮らせる汎用性の高い村づくりにも取り組んでまいりたいと思っております。

さて、様々なグローバルな社会現象もうごめく中、現在の課題は、国内の安定した政治ではないかというふうに思います。一例を申し上げれば、超少子化・高齢化社会へ向けての対策、そして、世代間に関わる価値観の相違と多様性、1,300兆円を越す国と地方の借金などの財政問題、そして隣国からの軍事的な脅威等々、私たちを取り巻く課題は山積をしております。

一方、村内に目を向けますと、村民の皆さんからは最も優先してほしい政策として、少子化対策、そして高齢者対策などに起因する医療・福祉及び子育て・教育の充実、そして弱者に対する優しい行政が挙げられると思います。そこで、私は、村政を進めていく上で、以下の基本的な考えの下、今後の村政を運営してまいりたいと思っております。

何よりも、村の財源を増やす基盤をつくるのが極めて喫緊の課題であると考えてます。村が村税などの自主財源で行政経費をどれだけ賄えるかを示す財政力指数というものがあるんですけども、青木村としては0.22でありまして、県下市町村平均の0.37を大きく下回っております。県内の77自治体の中で58番目であります。

私が選挙中、訴えてまいりました村づくりの基本方針は、国道143号青木峠バイパスの早期完成を目指し、観光振興や村の特産品の創出により財源を豊かにし、企業誘致を行い、工場を造り雇用の場を確保する。そして、その税収増によりまして、医療・福祉・子育て・教育などの充実を図ること、そして人口減少にブレーキをかけることでもあります。5年後、10年後、そして、さらにその先の未来を見据えたとき、しっかりした中長期的な展望の中で発展軸のルールを敷いていかなければならないとも考えております。

構造的に少子・高齢化の進む中ではありますが、青木村には自然環境や文化・歴史、そして人材など様々な豊かな資源があり、これをどのように生かしていくかが大きな課題でございます。

村政に近道や特効薬はございません。村の課題を専門知識によって分析し、コストを含めた解決策等の検証、検討を行い、プライオリティーの高い政策を維持していくこと、「凡事徹底」を肝に銘じまして、当たり前前の政治を、当たり前前の行政を愚直に行ってまいります。

全国1,718の市町村は、どこでもほとんど同じ課題を抱えております。頭一つ抜け出すには、それなりの努力が必要です。「努力は人を裏切らない」ということわざがありますが、

私は1,718人の首長の中で、誰にも負けない努力をしまいたいと考えております。

さらに、村政の課題解決に向けまして、果敢なチャレンジであります。新しい仕事をすればするほど問題が発生し、失敗もあります。うまくいかないこと、時間のかかることも多々あります。しかし、私は、村民の皆さんや議会の皆さんの期待に応え、現状に甘んじることなく、志を高く持ち、新しいことへの挑戦をしまいたいと思います。

これまで3期にわたりまして村長職を務めさせていただきましたが、関係人口・交流人口の確保、財政力の強化、若者定住の促進、民間からの応援など、村の課題を解決し、活性化につながる基盤づくりができつつあると考えております。そして、日常生活の利便性、子育てのしやすさや老後の医療・介護体制の充実さなどを評価していただきまして、「住みたい田舎日本一の村」にもなりました。これは私一人の力ではなく、村民の皆さん、議員の皆さん、役場職員の皆さんの支援、御協力があって成し遂げられたものでございます。

さて、私は今回の村長選で、公約といたしまして、青木村の未来に向けた5つの重点推進プロジェクトを掲げました。

まず、1点目でありますけれども、情報通信高機能化でございます。

平成23年3月の事業開始から13年が経過した情報通信サービスの機器類の老朽化に対しまして、誰一人取り残さない、公平できめ細やかな、災害等にも強い新しい情報通信サービスの再構築を図ります。

2でございますが、国道143号青木峠バイパスの整備活用プロジェクトでございます。

命をつなぐ防災・医療の道として、早期の着工・完成を目指します。観光や経済の交流、産業の振興、雇用創出の基幹軸として最大限の活用を図ります。

3として、あおきっ子小・中学校全学年2クラス化プロジェクトでございます。

婚活から結婚、妊娠、出産、子育て、教育、就職までトータルでサポートします。働く場、働きやすい環境づくり、若い人の移住・定住を全力で応援します。

4として、健康寿命延伸プロジェクトでございます。

保健・医療・福祉・介護予防・日常生活支援の充実を図り、高齢者が安心して暮らせる環境を整備します。健康に食べ、体を動かし、交流を大切にし、元気に暮らせる村づくりを進めます。

5として、新時代創生プロジェクトでございます。

青木村の豊かな自然と文化を財産として、ふるさと公園あおき、道の駅あおき、五島慶太未来創造館など、防災や交流の新拠点を生かし、企業誘致、青木峠バイパスの開通、デジタ

ル化の進展など、新時代にふさわしい暮らし方、働き方、生き方を村民の皆さんと共に見だし、ビジョンを共有し、計画し、実施していきます。

今回の村長選挙は、前回に引き続きまして無投票となりました。村民の皆さんに公約を訴える機会が少なかつた上、選挙という審判をいただけなかつたことから、私に白紙委任をされたわけではありませんので、今まで以上に村民の皆さんと向き合い、丁寧な行政を心がけてまいりたいと思います。

12年間、村長をさせていただき、村の財政力を強くすることが、将来にわたりぜひとも必要であると痛感しております。そのために、農業や環境等の調和を図りながら、企業誘致にも鋭意取り組んでまいります。

村民憲章にうたわれておりますように、「正義と郷土愛に献身した先人を誇りに、さらに清新にして、明るく豊かな村にする」ため、希望に満ちた美しい村づくりに、これからも真摯に、そして決意を新たに邁進してまいります。

五島慶太翁は、「第一に体力、第二に熱と誠、これだけあれば必ず目的を成し遂げられる」と、70年の生涯で得た人生観を語っております。この精神で私もチャレンジし、村民の皆さんは勇気と真心を持って真実を語る、開かれた村政を実現させます。

さらに、かのサミュエル・ウルマンは「青春」という詩の中で、「真の青春とは、強い意志、豊かな想像力、燃え上がる情熱、感動する心、子どものような好奇心、未知の人生に挑戦する勇気と喜びである」と言っております。私は、これを心の糧として、今日から始まった第4期の村長職の第一歩を踏み出しました。

以上、私の所信を申し上げます。

今後、村議会議員の皆様とは、ほどよい緊張感と適度な距離を保ちつつ、率直な意見交換を行い、互いに知恵を出し合える建設的な関係の下、村の民主的で効率的な行政を確保し、地方自治法がいうところの村民の皆さんの「福祉の増進」という共通の目的に向き合えるよう、お願いするところでございます。

どうか議員各位におかれましても、今後の村政運営に対し、格別の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の4期目の村長就任に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局長（稲垣和美君） 本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっておりますが、該当議員から辞退の申出がありましたので、次に年長となる金井とも子議員を紹介します。

〔臨時議長 金井とも子君 議長席着席〕

開会 午後 2時14分

◎開会の宣告

○臨時議長（金井とも子君） ただいま紹介されました金井とも子です。

臨時に議長の職務を行います。不慣れでありますので、行き届かぬ点もあるかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

ただいまから令和7年第1回青木村議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定について

○臨時議長（金井とも子君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

◎議長の選挙について

○臨時議長（金井とも子君） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条関係により、投票による方法と指名推選によ

る方法がありますが、議会基本条例第3条で議長の選出は原則投票とするとされていることから、選挙は投票によりたいと考えますが、いかがでしょうか。投票でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（金井とも子君） 異議なしと認め、選挙は投票により行います。

ただいまより暫時休憩いたします。

議員の皆様は議員控室へお願いいたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時24分

○臨時議長（金井とも子君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りしますが、議長の任期は申合せにより2年としたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（金井とも子君） 異議なしと認め、議長の任期は2年といたします。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（金井とも子君） ただいまの出席議員数は10人です。

それでは、会議規則第31条第2項の規定によって、投票立会人に1番、小林久美子議員、6番、松本淳英議員を指名します。

事務局より投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（金井とも子君） 念のため申し上げます。

投票は単記無記名でお願いいたします。また、議長は再任を妨げるものではないことを申し添えます。

では、記入していただきたいと思います。

投票用紙の配付漏れはありませんでしょうか。

〔発言する声なし〕

○臨時議長（金井とも子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会いの方、前のほうにお願いします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（金井とも子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番の議員から順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○臨時議長（金井とも子君） 投票漏れはないでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（金井とも子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

小林久美子議員及び松本淳英議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（金井とも子君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数、10票。

有効投票、9票、無効投票、1票です。

有効投票のうち

平 林 幸 一 君 9 票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、平林幸一議員が議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（金井とも子君） ただいま議長に当選された平林幸一議員が議長におられます。

会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

◎議長就任挨拶

○臨時議長（金井とも子君） 平林幸一議員の挨拶をお願いします。

○議長（平林幸一君） ありがとうございます。

ただいまは議長選挙におきまして、当選の栄をいただき、誠にありがとうございます。皆様の御支援のおかげで議長に当選をさせていただき、改めて感謝を申し上げます。その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

議員の皆様のお知恵と御協力をいただきながら、青木村に住む全ての人の幸せ向上のために、常に村民の側に立ち、村民生活の向上のために議会の活性化、開かれた議会並びに信頼される機会の実現のために、全力で誠心誠意取り組んでまいり所存でございます。

また、議長として中立・公平・公正な議会運営に努めてまいります。それにつきましても、議員の皆様の大御支援、御協力を賜りますよう、改めてお願いを申し上げまして、議長就任挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○臨時議長（金井とも子君） 議長、議長席にお着きいただきたいと思います。

臨時議長は退かせていただきます。御協力ありがとうございました。

〔議長 平林幸一君 議長席着席〕

◎日程の追加

○議長（平林幸一君） それでは、追加議事日程第2号により議事を進めてまいります。

◎議席の指定について

○議長（平林幸一君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいまの着席のとおりといたします。

◎議事録署名議員の指名

○議長（平林幸一君） 日程第2、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、1番、小林久美子議員、5番、宮入典子議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（平林幸一君） 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会は、お手元の議事日程表のとおりであります。本臨時会の会期は本日1日としたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定をいたしました。

◎副議長の選挙について

○議長（平林幸一君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

初めにお諮りしますが、副議長の任期は申合せにより2年といたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 異議なしと認め、副議長の任期は2年といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条関係により、投票による方法と指名推選による方法がありますが、議会基本条例第3条で、副議長の選出は原則投票とするとされていることから、選挙は投票によりたいと考えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 異議なしと認め、選挙は投票により行います。

ただいまより、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時44分

○議長（平林幸一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

副議長の選挙を行います。

議場の出入口の閉鎖をお願いいたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（平林幸一君） ただいまの出席議員数は10人です。

それでは、会議規則第31条第2項の規定によって、投票立会人に小林久美子議員、松本淳英議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（平林幸一君） 念のため申し上げます。

投票は、単記無記名でお願いします。また、副議長は再任を妨げるものではないことを申し添えます。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人の方は見ていただきたいと思います。

〔投票箱点検〕

○議長（平林幸一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（平林幸一君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票をお願いいたします。

小林久美子議員、松本淳英議員は、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（平林幸一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数、10票。

有効投票、9票、無効投票、1票です。

有効投票のうち

塩 澤 敏 樹 君 9 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、塩澤敏樹議員が副議長に当選されました。
議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（平林幸一君） ただいま副議長に当選されました塩澤敏樹議員が議場におられます。
会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

◎副議長就任挨拶

○議長（平林幸一君） 塩澤敏樹議員の挨拶をお願いいたします。

○副議長（塩澤敏樹君） 皆様の御支持をいただき、当選させていただきました。誠にありがとうございました。

身の引き締まる思いで、これからも議会活動に取り組んでいきたいと思っております。と同時に、議長と共に、議会運営にもしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

また、議員の皆さんと共に、これからも村のこと、村のために、村民の皆さんのために活動していきたいと考えています。どうもありがとうございました。よろしくをお願いいたします。

◎常任委員及び議会運営委員の選任について

○議長（平林幸一君） 日程第5、常任委員及び議会運営委員の選任を行います。

初めにお断りしますが、青木村議会委員会条例第3条の規定により、常任委員、議会運営委員の任期は2年となっております。

なお、委員会の定数は、委員会条例第2条により、総務建設産業委員会及び社会文教委員会それぞれ5名ずつ、また、議会運営委員会も委員会条例第4条の2より、5名となっております。

お諮りいたします。

常任委員、議会運営委員の選任については、青木村議会委員会条例第6条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

常任委員については投票により、議会運営委員会につきましては常任委員会の互選により行うこととなっておりますが、今回は議長の指名ということで進行しています。議長の指名でよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 議長の指名といたしますが、よろしいということで、ただいまより暫時休憩を取ります。

控室へお願いいたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時24分

○議長（平林幸一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、委員会の所属を発表いたします。

総務建設産業委員会の5名を発表いたします。小林久美子議員、松澤広海議員、宮澤政美知議員、松本淳英議員、私。

続いて、社会文教委員に、北澤久美子議員、宮入典子議員、塩澤敏樹議員、坂井弘議員、金井とも子議員。

続いて、議会運営委員会の報告をいたします。北澤久美子議員、宮澤政美知議員、松本淳英議員、塩澤敏樹議員、坂井弘議員。

以上です。御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（平林幸一君） 異議なしと認めます。

続いて、事務局長に、各常任委員会の正副委員長、議会運営委員会の正副委員長を報告させます。

○事務局長（稲垣和美君） それでは、御報告をさせていただきます。

総務建設産業委員会委員長に松本淳英議員、副委員長に宮澤政美知議員。社会文教委員会委員長に金井とも子議員、副委員長に坂井弘議員、議会運営委員会委員長に坂井弘議員、副委員長に松本淳英議員。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 以上、事務局長の報告のとおりであります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 異議なしと認め、委員会構成は報告のとおり決定をいたしました。

◎青木村及び上田市共有財産組合議会議員の選挙について

○議長（平林幸一君） 日程第6、青木村及び上田市共有財産組合議会議員の選挙を行います。

組合議員は4名であります。

初めにお諮りしますが、組合議会議員の任期については、議会委員会条例第3条の規定による常任委員の任期と同一の2年としたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 異議なしと認め、青木村及び上田市共有財産組合議会議員の任期は2年といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名推選の方法については、議長が指名することとしたいと思います。これに御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

青木村及び上田市共有財産組合議会議員に、総務建設委員の小林久美子議員、松澤広海議員、社会文教委員の塩澤敏樹議員、坂井弘議員、この4名に指名をいたします。

ただいま指名をしました議員を青木村及び上田市共有財産組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました小林久美子議員、松澤広海議員、塩澤敏樹議員、坂井弘議員が青木村及び上田市共有財産組合議会議員に当選をしました。

◎上田地域広域連合議会議員の選挙について

○議長（平林幸一君） 日程第7、上田地域広域連合議会議員の選挙を行います。

初めめにお諮りいたします。上田地域広域連合議会議員の任期は2年としたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 異議なしと認め、上田地域広域連合議会議員の任期は2年といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

上田地域広域連合議会議員には議長の平林幸一、副議長の塩澤敏樹議員を指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名しました平林幸一、塩澤敏樹議員を上田地域広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました平林幸一、塩澤敏樹議員が上田地域広域連合議会議員に当選をしました。

◎議案第1号の上程、説明、採決

○議長（平林幸一君） 日程第8、議案第1号 監査委員の選任同意についてを議題といたします。

提案者より説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第1号 監査委員の選任の同意について、お願いをいたします。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をお願いいたします。

人事案件でございますので、暫時休憩して、控室のほうでお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 暫時休憩といたします。

控室のほうへお願いをいたします。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 3時37分

○議長（平林幸一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

〔資料配付〕

○議長（平林幸一君） 北村村長の説明をお願いします。

○村長（北村政夫君） それでは、お願いします。

議案第1号 監査委員の選任同意についてをお願いいたします。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いいたします。

記。

住所、青木村大字村松177番地1。

氏名、金井とも子さん。

生年月日、昭和24年10月18日。

令和7年5月7日、青木村村長、北村政夫。

どうぞよろしくをお願いします。

○議長（平林幸一君） 議案第1号 監査委員の選任同意について、採決をいたします。

本人事案件の監査委員の選任については、金井とも子議員を選任することについて、同意される諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成でありますので、議案第1号 監査委員の選任同意については、同意することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（平林幸一君） 以上で、本議会の日程は全て終了しました。

これにて、令和7年第1回青木村議会臨時会を閉会といたします。

閉会 午後 3時39分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

青木村議会臨時議長

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員